

○御殿場市民会館条例施行規則

平成17年10月5日

規則第17号

改正 平成23年9月15日規則第21号

令和元年9月17日規則第2号

令和7年3月3日規則第4号

御殿場市民会館条例施行規則（昭和52年御殿場市規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、御殿場市民会館条例（平成17年御殿場市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（利用承認の申請）

第2条 条例第7条の規定により市民会館の施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市民会館利用承認申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の申請書の受付期間は、次に定めるところによる。

(1) ホール棟 利用しようとする日（その日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下「利用日」という。）前12月に当たる日の属する月の初日から利用日前1月まで

(2) 会議棟 利用日前6月に当たる日の属する月の初日から利用日まで

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、同項に規定する期間以外の期間においても、申請を受理することができる。

4 利用承認は申請の順序により行い、申請が同時に行われたときは協議又は抽選により決定する。

5 指定管理者が必要と認めるときは、申請者は、第1項の申請書に利用計画書等を添えなければならない。

（一部改正〔平成23年規則21号・令和7年4号〕）

（承認書等の交付）

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、御殿場市民会館利用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

（一部改正〔平成23年規則21号・令和7年4号〕）

（利用の変更及び取消し）

第4条 第3条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、その利用を変更し、又は取り消そうとするときは、利用日前10日までにそれぞれ次に掲げ

る書類に第3条第1項の承認書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 利用を変更するとき 御殿場市民会館利用変更申請書（様式第3号）

(2) 利用を取り消すとき 御殿場市民会館利用取消申請書（様式第4号）

2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、それぞれ次に掲げる書類を利用者に交付する。

(1) 利用の変更を承認したとき 御殿場市民会館利用変更承認書（様式第5号）

(2) 利用の取消しを承認したとき 御殿場市民会館利用取消承認書（様式第6号）

（一部改正〔令和7年規則4号〕）

（利用料金の減免）

第5条 条例第10条の市長の定める基準は、次に定めるところによる。

(1) 市が自ら行政目的のために利用するとき及び市立小・中学校の主催で、児童、生徒の教育目的のために教員の直接指導により利用するとき 免除

(2) 官公署、公立小・中・高等学校又は公共的団体が市と共に利用するとき 100分の50を減額

(3) 市内の官公署、公立小・中・高等学校又は公共的団体が自ら利用する場合で、その目的が公益及び教育目的のために利用するとき 100分の25を減額

(4) 市民である者が利用するとき 別表に定める設備及び器具の利用料金を免除する。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び営利を目的として利用する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書に、御殿場市民会館利用料金減免申請書（様式第7号）を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、御殿場市民会館利用料金減免承認書（様式第8号）を利用者に交付する。

（一部改正〔平成23年規則21号〕）

（利用料金の還付）

第6条 条例第11条ただし書の市長が定める基準は、次に定めるところによる。

(1) 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額還付

(2) 利用期日の20日前までに利用承認の取消しを願い出た場合で、相当の理由があると認めるとき 大ホールの利用については、100分の50還付。小ホールの利用については、100分の80還付

2 利用料金の還付を受けようとする者は、御殿場市民会館利用料金還付申請書（様式第

9号)に、利用料金を納付したことを証する書面を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則21号〕)

(特別設備の制限)

第7条 利用者は、市民会館を利用するため特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市民会館内外の秩序を保持するため、必要な整理員を配置すること。
- (2) 利用する施設の入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なしに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可なしに、物品等の販売行為をしないこと。
- (6) 入館者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 入館者に次条に規定する事項を守らせること。
- (8) その他施設管理者の指示する事項に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他施設管理者及び利用者の指示に従うこと。

(利用等の打合せ)

第10条 利用者は、市民会館の利用について利用日前7日までに、施設管理者と利用方法その他必要な事項を打合せなければならない。

(広告類の掲示禁止)

第11条 市民会館及びその敷地内において、市長が許可したもの以外の広告その他これに類するものを掲示してはならない。

(市長による管理)

第12条 条例第15条の規定により、市長が市民会館の管理を行う場合は、この規則中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取

扱うものとする。

(全部改正〔平成23年規則21号〕)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の御殿場市民会館条例施行規則の規定により行われた平成18年4月1日以後の市民会館の使用に係る承認の申請、承認の処分その他の行為は、改正後の御殿場市民会館条例施行規則の規定により行われた市民会館の利用に係る承認の申請、承認の処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年9月15日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月17日規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の御殿場市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の様式により提出又は交付されている文書は、この規則の改正後の様式による文書とみなす。

別表 (第5条関係)

(一部改正〔令和元年規則2号〕)

「市民である者」が利用する場合免除する設備器具

大ホール

区分	品名	単位	備考
舞台	演台	1式	花台共
	黒板	1台	
照明	照明調光装置	1式	
	第1ボーダーライト	1列	200W×72灯
	シーリングスポットライト	1列	1kw×24灯

音響	音響調整装置	1 式	調整卓、固定スピーカー
	カセットテープレコーダー	1 台	
	CDプレーヤー	1 台	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	
	マイクロホンスタンド	1 本	

小ホール

区分	品名	単位	備考
舞台	演台	1 式	花台共
	ホワイトボード	1 台	
照明	照明調光装置	1 式	1 5 0 W × 5 4 灯 1 0 kw (1 kw ・ 5 0 0 W スポット)
	ボーダーライト	1 列	
	シーリングスポットライト	1 列	
音響	音響調整装置	1 式	調整卓、固定スピーカー
	カセットテープレコーダー	1 台	
	CDプレーヤー	1 台	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	
	マイクロホンスタンド	1 本	

様式第1号（第2条関係）

御殿場市民会館利用承認申請書

申請番号		年 月 日
申請者	様 住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電 話	
利用責任者	住所	
	氏 名	
	電 話	
御殿場市民会館の利用を、次のとおり申請します。		
催事区分		
催事詳細		
利用内容		

利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料（最高額）				加算額	
公益 / 収益				減額	
					利用料

様式第2号（第3条関係）

御殿場市民会館利用承認書

申請番号		年 月 日
申請者 住所		
氏名又は団体の名称		
代表者氏名		
電 話		
利用責任者 住所		
氏 名		
電 話		
印		
御殿場市民会館の利用を、次のとおり承認します。		
催事区分		
催事詳細		
利用内容		

利用年月日	利用時間	施設名	利用目的		基本料
			営利/非営利	利用予定人数	
対象者				基本料合計	
入場料（最高額）				加算額	
公益 / 収益				減額	
					利用料

様式第3号（第4条関係）

御殿場市民会館利用変更申請書

申請番号		年 月 日			
申 請 者	様 住 所				
	氏名又は団体の名称				
	代 表 者 氏 名				
	電 話				
利用責任者	住 所				
	氏 名				
	電 話				
	年 月 日付第 号で承認された				
御殿場市民会館の利用の変更を、次のとおり申請します。					
区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料
変 更 後					
変 更 前					
申請理由 変更日：				利用料合計	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第4号（第4条関係）

御殿場市民会館利用取消申請書

申請番号		年 月 日		
申 請 者	様 住 所			
	氏名又は団体の名称			
	代 表 者 氏 名			
	電 話			
利用責任者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
年 月 日付第 号で承認された 御殿場市民会館の利用の取消を、次のとおり申請します。				
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利 用 料 キャンセル料
取消理由 取消日：	利用料合計			
	キャンセル料合計			
	既 納 額			
	追 徴 額			
	還 付 額			

様式第5号（第4条関係）

御殿場市民会館利用変更承認書

申請番号		年 月 日			
申請者	住 所				
	氏名又は団体の名称				
	代 表 者 氏 名				
	電 話				
利用責任者	住 所				
	氏 名				
	電 話				
		印			
	年 月 日付第	号で承認された			
御殿場市民会館の利用の変更を、次のとおり承認します。					
区分	利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利用料
変 更 後					
変 更 前					
申請理由				利用料合計	
変更日：				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第6号（第4条関係）

御殿場市民会館利用取消承認書

申請番号			年	月	日
申請者	住	所			
	氏名又は団体の名称				
	代表者氏名				
	電 話				
利用責任者	住	所			
	氏 名				
	電 話				
印					
年 月 日付第 号で承認された					
御殿場市民会館の利用の取消を、次のとおり承認します。					
利用年月日	利用時間	施設名	利用目的	利 用 料 キャンセル料	
取消理由			利用料合計		
			キャンセル料合計		
			既 納 額		
			追 徴 額		
			還 付 額		
取消日：					

様式第7号（第5条関係）

御殿場市民会館利用料金減免申請書

申請番号		年 月 日			
申 請 者	様 住 所				
	氏名又は団体の名称				
	代 表 者 氏 名				
	電 話				
利用責任者	住 所				
	氏 名				
	電 話				
御殿場市民会館の利用料の減額・免除を、次のとおり申請します。					
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			利 用 料		

様式第8号（第5条関係）

御殿場市民会館利用料金減免承認書

申請番号			年	月	日
申請者	住	所			

氏名又は団体の名称					

代 表 者 氏 名					

電 話					

利用責任者	住	所			

氏 名					

電 話					

印					
御殿場市民会館の利用料の減額・免除を、次のとおり承認します。					
利用年月日	利用時間	施設名	減免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			基本料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			利 用 料		

様式第9号（第6条関係）

御殿場市民会館利用料金還付申請書

申請番号		年	月	日
申 請 者	様 住 所			
	氏名又は団体の名称			
	代 表 者 氏 名			
	電 話			
利用責任者	住 所			
	氏 名			
	電 話			
御殿場市民会館利用料の還付を、次のとおり申請します。				
利用年月日	利用時間	施設名	請求理由	過払額
還付請求理由				
利用承認年月日		還付請求額		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 6 号 (第 4 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 7 号 (第 5 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 8 号 (第 5 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)

様式第 9 号 (第 6 条関係)

(全部改正〔令和 7 年規則 4 号〕)